

平成 28 年 6 月 23 日

平成 28 年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、独立行政法人都市再生機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 4,699 件、契約金額は 5,025 億円である。

このうち、競争性のある契約は 3,985 件、4,902 億円（調達全体に占める割合は件数で 84.8%、金額で 97.6%）、競争性のない随意契約は、714 件、123 億円（調達全体に占める割合は件数で 15.2%、金額で 2.4%）となっている。

競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむをえないものを除き、平成 22 年度をもって競争性のある契約方式への移行を完了している。その結果、平成 23 年度以降における競争性のない随意契約は限定的となっており、平成 27 年度における調達実績も、ほぼ前年度並の水準となっている。

なお、競争性のある契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は 18.6%の増、金額は 60.2%の増）のは、主に賃貸団地における小規模修繕工事を発注したことによるものである。（小規模修繕工事は複数年契約であり、複数年ごとに調達を行う。）

表 1 平成 27 年度の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	2,731 (68.2%)	2,467 (77.3%)	3,320 (70.7%)	4,484 (89.2%)	589 (+21.6%)	2,017 (+81.8%)
企画競争・公募	630 (15.7%)	592 (18.5%)	665 (14.2%)	418 (8.3%)	35 (+5.6%)	▲174 (▲29.4%)
競争性のある契約(小計)	3,361 (84.0%)	3,059 (95.9%)	3,985 (84.8%)	4,902 (97.6%)	624 (+18.6%)	1,843 (+60.2%)
競争性のない随意契約	642 (16.0%)	132 (4.1%)	714 (15.2%)	123 (2.4%)	72 (+11.2%)	▲9 (▲6.8%)
合計	4,003 (100%)	3,191 (100%)	4,699 (100%)	5,025 (100%)	696	1,834

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△ 減の () 書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

(2) 平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 789 件、契約金額は 2,894 億円（調達全体に占める割合は件数で 19.8%、金額で 59.0%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は 135.5%の増、金額は 340.5%の増）が、これは主に賃貸団地の小規模修繕工事において、発注件数の 8 割が一者応札となっていることによる。

平成 28 年度に同種工事の発注は予定していないが、発注全般において下記 2 (1) のとおり取組みを実施することとする。

表 2 平成 27 年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	3,026 (90.0%)	3,196 (80.2%)	170 (+5.6%)
	金額	2,402 (78.5%)	2,008 (41.0%)	▲394 (▲16.4%)
1 者	件数	335 (10.0%)	789 (19.8%)	454 (+135.5%)
	金額	657 (21.5%)	2,894 (59.0%)	2,237 (+340.5%)
合計	件数	3,361 (100%)	3,985 (100%)	624
	金額	3,059 (100%)	4,902 (100%)	1,843

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標等）

記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 調達コストの削減及び競争性の確保等に係る取組み【当該取組の結果実現された実施量、実施状況等】

① 調達コストの削減に係る取組み

以下の取組等を実施することで、更なるコスト削減の実現を目指す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての改善策を検討する。

- ・賃貸団地における共用部の電力契約について、電気事業法が改正され、各地域の電力会社以外の事業者からの調達が可能になったことから、現在締結している約 3 万 5 千件の契約のうち、複数の事業者の参入が見込まれ、かつ現在の電力料金より安価になる可能性が高いと見込まれる電力使用量が多い約 9 千件の契約において、平成 28 年度に一般競争入札を実施し、競争化前の電力コスト（34.3 億円/年）から削減を図る。

- ・物品調達等において、一定数量の発注、複数の競争参加者の存在、品質低下リスクの回避策を確認の上、コスト削減効果が見込まれるものに特化して、リバーソオークション（競り下げ方式）を活用することでコスト削減を図る。平成 28 年度においては大括り化等によりこれまで適用していなかった案件にも対象を拡大し、前年度を上回る件数（20 件）を実施することにより、コスト削減を図る。

② 競争性の確保等に係る取組み

一者応札・応募が 2 回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善について引き続き取り組む。

具体的には、事業者へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、実効的な改善策を検討した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。

更に、2 回連続で一者応札・応募となった案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証及び、準備期間の十分な確保、公告周知方法の改善、成果物の例示等、競争参加者増加のための取組みを引き続き実行する。

なお、数次の改善策を講じたにも関わらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。

(2)少額契約に係る合理的な調達の推進【当該取組の結果実現された実施量、実施状況等】

① 少額契約に係る発注手続きの透明性を高める取組み

平成 23 年度から実施している少額随意契約の範囲内におけるオープンカウンター方式を引き続き実施し、発注手続きの透明性を高め、事業者の参加者数を増やすことによりコスト削減を図る。ただし予定価格 30 万円未満は事務コストを鑑み非適用とする。

② 少額契約に係る受注機会の配慮

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、物品等を障害者就労施設等から調達する場合には、随意契約にて調達を行う。平成 28 年度においては、障害者就労施設等からの調達は前年度実績(1,000 万円)を上回ることとする。

(3)品質等価格以外の要素に留意する取組み【当該取組の実施状況】

公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、いわゆる「担い手三法」（公共工事品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法）が改正、施行されたこと、また、官公需法に基づく中小企業への受注機会への配慮も踏まえ、下記の取組を行うことで、公共工事の発注者としての社会的責務を着実に果たす。

更に、事業スケジュール遅延を回避する観点から、入札不調・不落の発生を抑止する取組を推進する。

- ① 工事調達において、元請業者に対し適切な施工体制台帳を揃えているかの確認を徹底し、適切な施工体制の確保を確立させる。
- ② 予定価格の設定にあたっては、最新の労務単価、技術者単価を採用するとともに、適切な歩掛を設定し、市況に応じた適切な予定価格を設定することで、品質の確保を目指す。また、工事においては、入札時に入札金額内訳書の提出を義務付け、事業者のダンピングを確実に防止する。
- ③ 社会保険等に参加し法定福利費を適切に負担している建設事業者を契約の相手方とすること等を通じ、公共工事の担い手確保に繋がる健全な競争環境を構築する。
- ④ 工事調達において、フレックス工期制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落拡大の発生を抑止することを目指す。平成 28 年度においては、前年度の工事实績から今年度調達を行わない複数年契約の小規模修繕工事の実績を除いた前年度の入札不調・不落率（16.0%）を下回ることを目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標等）

(1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立【法人内における検証状況等】

競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下のとおり内部統制の確立を図る。

- ① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。
- ② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいか否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。
- ③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。

なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者

によって構成する契約監視委員会の場合で点検を受ける。

(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立【当該取組の実施状況】

新たに競争性のない随意契約が可とされた案件のうち、翌年度以降も継続して随意契約を締結するものについては、予定価格の作成にあたり、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行うこととし、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）について検証を行う。

(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応【当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等】

契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また発生時には速やかに契約手続きに応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行うことで整備を進める。

- ① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。
 - ・ 関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。
 - ・ イン트라ネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。
 - ・ 契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」（前例集）を随時更新する。
 - ・ 不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、事例集等に反映させる。
- ② 調達担当者に対する契約制度に係る研修を実施する。研修の実施にあたっては受講者にアンケート等を実施し理解度を確認するなど効果測定を行い、次回の研修等に反映させる。平成 28 年度においては下記の研修内容において 40 回の実施、出席者数のべ 1,500 人を目指す。
 - ・ 初任者や新入職員を対象とした基礎研修
 - ・ 習熟した担当者を対象とした発展・応用的な研修
 - ・ 近々に対応することが必要な案件に係るテーマ別研修
 - ・ 入札談合等関与行為防止研修（公正取引委員会の講師を招聘）
 - ・ 国等において実施される外部研修への職員派遣
 - ・ 不祥事が発生した場合等における緊急時研修
- ③ 発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底を図る。

- ④ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映する。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理資金等担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化に取り組む。

総括責任者 経理資金等担当理事

副総括責任者 経営企画部長、経理資金部長、経理資金部次長、その他総括責任者が必要に応じて指定する本社部長等

メンバー 経理資金（契約監理）担当リーダー・本社調達担当部門担当リーダー等

本計画の策定及び自己評価にあたっては、全役員によって構成される理事会に付議することで意思決定を行うものとし、必要に応じて状況報告を行うこととする。

(2) 契約監視委員会による点検

契約監視委員会により、当計画の策定及び自己評価の際の点検を受けるとともに、これに関連して、1「調達の現状と要因の分析」において定める調達の全体像及び一者応札・応募に係る事後点検並びに2「重点的に取り組む分野」において定める個々の契約案件の事後点検を受け、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。

また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する。

以 上